

地域森林計画の変更のポイント

令和7年10月
高知県森づくり推進課

1. 安芸、高知、嶺北仁淀、四万十川地域森林計画の変更について

(1) 地域森林計画は、森林法に体系づけられる森林計画制度のうち、都道府県知事が森林計画区別の民有林につき5年ごとに10年を1期としてたてるものである。

また、この計画は地域の森林資源をもとに、全国森林計画に即する伐採及び造林等の計画を定める資源計画であるとともに、市町村森林整備計画における森林施業等の指針としての性格を持っている。

高知県内には、森林計画制度に定める2の広域流域（吉野・仁淀川、四万十川）のうちの4の森林計画区（安芸、高知、嶺北仁淀、四万十川）が存在する。

今年は新たな樹立のない年であり、計画の変更のみとなる。

(2) 変更事項は以下の①～③であり、4の森林計画区の全てに該当する。

①対象区域の見直しによる面積の増減（③の面積の変動を含む）

②事業の進捗を踏まえた林道計画の見直しによる計画量の増減

③森林簿の更新により見直された、森林面積・蓄積の反映

2. 計画変更のポイント

(1) ①により「計画の対象とする森林の区域」を変更

(2) ②により「林道の開設及び拡張に関する計画」を変更

(3) ③により「地域森林計画の概要」及び「計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等」を変更

なお、詳細は計画書を参照のこと

以上